

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年6月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500027 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500007 号

第 1 結論

昭和 60 年 1 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 1 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、請求期間に係る国民年金保険料を集金に来ていた隣組長に手渡しして納付していたにもかかわらず、昭和 60 年 1 月 5 日に国民年金の被保険者資格を喪失した記録となっており、請求期間に係る保険料の納付記録が確認できない。

当時、私の夫が私の国民年金の手続を行ってくれていたが、夫は、勤務する会社で社会保険事務を担当していたことから、度々社会保険事務所（当時）に行く機会があったため、国民年金の第 3 号被保険者制度が始まることは分かっており、毎年 1 月初旬は初売りで仕事が忙しく、そのような時期に国民年金被保険者資格の喪失手続をするはずがないと言っている。

請求期間に係る記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続等を行っていた請求者の夫は、請求者の主張どおり、昭和 60 年 1 月 5 日に国民年金の被保険者資格を喪失手続した記憶は無い旨陳述している。

しかしながら、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により確認できる国民年金被保険者資格の喪失日は昭和 60 年 1 月 5 日となっているところ、当該喪失日は請求者が所持する国民年金手帳に記載されている資格喪失日と一致しており、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、請求期間は未加入期間であり、請求者は請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求期間に係る保険料を集金に来ていた隣組長に手渡しして納付していたと主張しているものの、当該隣組長の証言を得ることができない。

さらに、請求者が、請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500002号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年8月から同年10月まで

私は、請求期間において、B社又はC社という名称の事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、年金記録が確認できない。請求期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、D市に在ったB社又はC社という名称の事業所に勤務していたと陳述しているところ、適用事業所名簿によると、請求期間において、A社という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により請求期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、同社が請求者の主張する事業所であったことをうかがわせる陳述を得ることはできたものの、請求者の請求期間にかかる勤務実態に関する陳述を得ることができない。

また、A社の現在の事業主は、請求期間当時の社員名簿、賃金台帳を保管はしておらず、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については確認できないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。